

「工大杜の会」の会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東北工業大学工学部土木系学科および専攻（土木工学科、建設システム工学科、都市マネジメント学科及び大学院工学研究科土木工学専攻）同窓会「工大杜の会」と称する。

第2章 目的及び事業

(目的及び事業)

第2条 本会は、会員相互の親睦を深めること及び東北工業大学同窓会の発展に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するために必要な事業を行なう。

第3章 会員及び役員

(会員)

第3条 本会は次の会員によって構成される。

(1) 正会員

東北工業大学土木工学科・建設システム工学科・都市マネジメント学科卒業生及び東北工業大学大学院工学研究科土木工学専攻修了生

(2) 学生会員

都市マネジメント学科学部生及び土木工学専攻大学院生

(3) 特別会員

正会員及び学生会員以外の土木工学科、建設システム工学科及び都市マネジメント学科の現・旧職員

(役員)

第4条 本会は次の役員を置くことができる。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 幹事長 1名

(4) 副幹事長 3名

(5) 幹事

(6) 監査 2名

(7) 顧問

(役員の推挙)

第5条 会長、副会長、幹事長及び副幹事長は役員会がこれを推挙する。

(幹事の選出)

第6条 幹事は、会長が会員より委嘱する。

(監査の選出)

第7条 監査は、役員会で会員の中から選出する。

(顧問の選出)

第8条 顧問は、役員会が役員経験者等功労者の中から推挙する。

(役員職務)

第9条 会長は本会を代表し、本会の会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 幹事長及び副幹事長は役員会の決定に基づいて会の運営にあたる。
- 4 幹事は庶務、会計を担当する。
- 5 監査は、本会の会計を監査する。
- 6 顧問は、本会の運営に助言を与える。

(役員任期)

第10条 役員任期は、就任したときから第2回目の定例役員会の終了するときまでの2年間、監査は1年間とする。なお再任は妨げない。

- 2 活動上止むを得ない場合にかぎり、会長の判断と役員会の同意のもと、任期を1年延長することを妨げない。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第11条 役員会は役員及び運営委員をもって構成する。

(役員会の招集)

第12条 役員会は、年1回原則として6月に会長が召集する。

- 2 会長の判断で、オンライン等で会議を招集することができる。

(臨時役員会の招集)

第13条 会長は、次に掲げる事由が発生した時に臨時役員会を召集する。

- (1) 役員等の過半数が要求した時
- (2) 会長が必要と認めた時

(役員会の議決事項)

第14条 役員会は、前年度の活動報告(事業、会計決算、監査)と次年度計画(事業、予算)、役員選出、東北工業大学同窓会の活動報告及び計画、本会会則の変更、その他重要事項を決議する。

(役員会の決議)

第15条 役員会の議決は、出席役員等の過半数をもって決する。

- 2 役員会の議長は、会長とする。

第5章 運営委員及び事務局

(運営委員)

第16条 本会の目的達成のため、工大杜の会の開催を支援する運営委員を置くことができる。

(運営委員の選出)

第17条 運営委員は、役員会で会員の中から選出する。

(事務局)

第18条 本会の事務を円滑に処理するため事務局を置くことができる。

- 2 事務局員は、会長が役員の中から委嘱する。

第6章 資産及び会計

(経費)

第19条 本会の経費は、東北工業大学同窓会よりの補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年6月1日から、翌年5月31日までとする。

(収支決算報告)

第21条 収支決算は、毎年1回監査を経て、会長が役員会に報告しなければならない。

第7章 慶弔

(感謝状等)

第22条 本会の活動に貢献した会員、また、本会会員に恩恵を与えた者に対し、事務局判断及び会長了解の下で、感謝状等を贈呈する。

2 前項に該当しない事態が発生した場合は、役員協議によって対処する。

附則

本会則は1998(平成10)年6月25日から施行する。

附則

本会則は2005(平成17)年6月14日から施行する。

附則

本会則は2006(平成18)年6月14日から施行する。

附則

本会則は2007(平成19)年6月12日から施行する。

附則

本会則は2008(平成20)年6月17日から施行する。

附則

本会則は2010(平成22)年6月15日から施行する。

附則

本会則は2012(平成24)年6月22日から施行する。

附則

本会則は2015(平成27)年6月20日から施行する。

附則

本会則は2018(平成30)年6月30日から施行する。

附則

本会則は2020(令和2)年6月30日から施行する。

附則

本会則は2021(令和3)年10月23日から施行する。